

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十二 (略)</p> <p>十三 証券投資信託の併合 証券投資信託に係る法第十六条第二号に規定する委託者指図型投資信託の併合をいう。</p> <p>(証券投資信託の併合)</p> <p>第二十二条 証券投資信託の併合が行われた場合は、当該証券投資信託の併合前の各証券投資信託の当該証券投資信託の併合直前に計上されていた純資産の部の各項目を、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託に引き継ぐことができる。この場合において、元本は、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託の口数に一口当たり元本の金額を乗じた額とし、当該証券投資信託の併合前の各証券投資信託の当該証券投資信託の併合直前に計上されていた元本の合計額との差額は期末剰余金又は期末欠損金に加減するものとする。</p> <p>(貸借対照表に関する注記)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十二条 削除</p> <p>(貸借対照表に関する注記)</p>

第五十五条の六 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 未払費用又は前払費用のうち、当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託会社若しくは受託会社に対する報酬等（法第四条第二項第十一号に規定する投資信託約款の定めに従い支払われる信託報酬その他の手数料をいう。以下同じ。）を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合は、当該投資信託委託会社及び受託会社ごとの当該費用の性質を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

七～十一 (略)

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）

二 (略)

三 運用状況の推移（令第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標（規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標を含む。次条第一

第五十五条の六 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 未払費用又は前払費用のうち、当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託会社若しくは受託会社に対する報酬等（法第四条第二項第十一号に規定する投資信託約款の定めに従い支払われる信託報酬その他の手数料をいう。次条第一号及び第五十五条の九第二項第二号において同じ。）を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合は、当該投資信託委託会社及び受託会社ごとの当該費用の性質を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

七～十一 (略)

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(新設)

一 (略)

二 運用状況の推移（令第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標（規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標を含む。）

項第三号において同じ。)

四| 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容

五| 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日(第七号イ及び第十四号において「前期末」という。)及び当該投資信託財産の計算期間の末日(以下「当期末」という。)(現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

六| 九| (略)

十| 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。次条第一項第九号ロにおいて同じ。)

ハ 当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方(以下ハ及び次条第一項第九号ハにおいて「テナント」という。)(がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入(当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨)

ニ (略)

(新設)

三| 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日(第五号イ及び第十二号において「前期末」という。)(及び当該投資信託財産の計算期間の末日(以下この項及び第五項において「当期末」という。)(現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

四| 七| (略)

八| 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。)

ハ 当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方(以下ハにおいて「テナント」という。)(がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入(当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨)

ニ (略)

十一〇十六 (略)

十七 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率(同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券若しくは新投資口予約権証券(法第二十条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。))のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。)

十八〇二十一 (略)

二十二 投資信託委託会社が宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。次条第一項第十八号において同じ。))を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者(同法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。同項第十八号において同じ。))である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

二十三 投資信託委託会社が不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第一項第十九号において同じ。))を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者(同法第二条第五項に規定する不動産

九〇十四 (略)

十五 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率(同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。)

十六〇十九 (略)

二十 投資信託委託会社が宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。))を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者(同法第三条に規定する宅地建物取引業者をいう。))である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。))を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者(同法第五条に規定する不動産特定共同事業者をいう。))である投資信託委託会社との間の取引の状況

特定共同事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十四～二十七 (略)

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十九号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第七号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十七号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十九号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第十号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十九号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十九号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 (略)

二十二～二十五 (略)

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 (略)

7 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後又は第五十九条に定める期間の終了後及び投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。次条第五項において同じ。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならぬ。

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 当該投資信託財産の運用方針
- 二 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過
- 三 運用状況の推移
- 四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役務の内容
- 五 株式のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 六 公社債のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 七 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の

7 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならない。

（新設）

純資産額に対する比率

八| デリバティブ取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率

九| 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ| 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ| 物件ごとに、当期末現在における価格

ハ| 当該不動産に関してテナントがある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ| 当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

十| 令第三条第六号に規定する約束手形のうち主要なものにつき、当期末現在における債権額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十一| 令第三条第七号に規定する金銭債権のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十二| 令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十三| 令第三条第九号に規定する商品のうち主要なものにつき、種

- 類ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十四 商品投資等取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十五 特定資産以外の資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十六 法第十一条第一項の鑑定評価が行われた場合には、当該鑑定評価を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日又は期間を含む。）
- 十七 当期末現在における当該投資信託財産の純資産及び受益証券の基準価額の状況
- 十八 投資信託委託会社が宅地建物取引業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額
- 十九 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況
- 二十 その他当該投資信託財産の計算期間中における投資信託財産の運用状況を明らかにするために必要な事項のうち重要なもの
- 二十一 受益者が問い合わせを行うことができる部署及び電話番号
- 二十二 投資信託約款において運用報告書に記載すべき事項を電磁

的方法（法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている投資信託にあつては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報

二十三 運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券のうち主要なものにつき、直前の計算期間に係る前項第二号から第十六号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号から第八号まで及び第十号から第十五号に規定する投資信託財産の純資産額に対する比率並びに同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、前条第一項第十号に規定する価格を使用するものとする。

4 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて表示すべき場合には、前二項の規定を準用する。

5 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び投資信託契約期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産に係る法第十四条第四項に規定する書面を作成しなければならない。

（運用報告書の作成等の期日）

第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託

（運用報告書の作成等の期日）

第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託

財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 (略)

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項の全てを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るもの 一年

イ〜へ (略)

2 前項各号に掲げる投資信託財産における前二条の規定の適用については、これらの規定中「計算期間」とあるのは、「作成期間」とする。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）

財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 (略)

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るもの 一年

イ〜へ (略)

2 前項各号に掲げる投資信託財産における前条の規定の適用については、同条中「計算期間」とあるのは、「作成期間」とする。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）

〔までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。〕

			(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			(略)	(略)	(略)	(略)
第五十八條第一項第四号	投資信託委託会社及び受託会社	信託会社等	(略)	第五十八條第一項第十八号	第十一条第一項	第五十四條第一項において準用する法第十一条第一項
第五十八條第一項第二十二号	宅地建物取引業者をいう	宅地建物取引業者をいい、同法第十七條第二項の規定により宅地建物取引業者とみなさ	(略)	第五十八條第一項第二十二号	宅地建物取引業者をいう	宅地建物取引業者をいい、同法第十七條第二項の規定により宅地建物取引業者とみなさ

〔の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。〕

			(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	第五十八條第一項第十六号	第十一条第一項	第五十四條第一項において準用する法第十一条第一項
第五十八條第一項第二十号	宅地建物取引業者をいう	宅地建物取引業者をいい、同法第十七條第二項の規定により宅地建物取引業者とみなさ	(略)	第五十八條第一項第二十号	宅地建物取引業者をいう	宅地建物取引業者をいい、同法第十七條第二項の規定により宅地建物取引業者とみなさ

れる信託会社（宅
地建物取引業法施
行令（昭和三十九
年政令第三百八十
三号）第九条第二
項の規定により宅
地建物取引業者と
みなされる信託業
務を兼営する金融
機関及び銀行法等
の一部を改正する
法律（平成十三年
法律第百十七号）
附則第十一条の規
定によりなお従前
の例によるものと
され、引き続き宅
地建物取引業を営
んでいる銀行並び
に宅地建物取引業
法第七十七条第一
項の政令で定める
信託会社を含む。

れる信託会社（宅
地建物取引業法施
行令（昭和三十九
年政令第三百八十
三号）第九条第二
項の規定により宅
地建物取引業者と
みなされる信託業
務を兼営する金融
機関及び銀行法等
の一部を改正する
法律（平成十三年
法律第百十七号）
附則第十一条の規
定によりなお従前
の例によるものと
され、引き続き宅
地建物取引業を営
んでいる銀行並び
に宅地建物取引業
法第七十七条第一
項の政令で定める
信託会社を含む。

<p>第五十八條第一項第二十三号</p>	<p>不動産特定共同事業者をいう</p>	<p>不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九條第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなお従前の例によるものときとされ、引き続き不動</p>	<p>）を含む</p>
<p>第五十八條第一項第二十一号</p>	<p>不動産特定共同事業者をいう</p>	<p>不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九條第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなお従前の例によるものときとされ、引き続き不動</p>	<p>）を含む</p>

第五十八條の二第一項第十六号		第五十八條の二第一項第四号	第五十八條の二第一項各号列記以外の部分	(略)	
第十一條第一項	並びに当該投資信託財産	投資信託委託会社及び受託会社	第十四條第四項	(略)	
第五十四條第一項において準用する法第十一條第一項	及び当該投資信託財産	信託会社等	第五十四條第一項において準用する法第十四條第四項	(略)	産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を含む。)を含む
(新設)		(新設)	(新設)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を含む。)を含む

(略)	(略)	(略)
第五十八條の二第一項第二十二号	第十四條第二項	第五十四條第一項において準用する法第十四條第二項
第五十八條の二第五項	第十四條第四項	第五十四條第一項において準用する法第十四條第四項

(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)

第六十三條 法第五十九條において準用する法第十四條第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第三十一條第一項の規定により読み替えられた法第十四條第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該外国投資信託の仕組み(当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針を含む。)

二・三 (略)

四 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日(第六号及び第三項において「当期末」という。)における貸借対照表

(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)

第六十三條 法第五十九條において準用する法第十四條第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第三十一條第一項の規定により読み替えられた法第十四條第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(新設)

一・二 (略)

三 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日(次号において「当期末」という。)における貸借対照表並びに当該計

並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表	算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表
五 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容	(新設)
六 〓十五 (略)	四 〓十三 (略)
三 法第五十九条において準用する法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	二 (新設)
一 当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針	
二 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過	
三 運用状況の推移	
四 当期末現在における当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産及び受益証券の基準価額の状況	
五 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容	
六 投資の対象とする有価証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率	

-
- 七 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 八 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類
- 九 投資の対象とする金銭債権のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十 投資の対象とする手形のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十一 投資の対象とする令第三条第八号に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十二 投資の対象とする令第三条第九号に規定する商品のうち、主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十三 投資の対象とする商品投資等取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十四 当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第五十九条において
-

て準用する法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。)により提供する旨を定めている外国投資信託にあつては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報

十五 運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報

十六 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項(当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される当該書面につき特段の定めのない場合においては、第五十八条の二第一項各号に掲げる表示事項に準ずる事項)

4 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の終了後及び信託の契約期間の終了後、遅滞なく、当該外国投資信託に係る投資信託財産に係る前項各号に掲げる事項を記載した書面を作成しなければならない。

(新設)